

第1章 はじめに



1 計画策定の背景と趣旨

佐賀県では、平成5年に公布された障害者基本法の規定に基づき、平成6年に「佐賀県障害者施策に関する新長期行動計画」を策定、平成10年にはその重点施策実施計画として施策の達成目標を定めた「佐賀県障害者プラン」を策定し、障害福祉施策の総合的な推進に取り組んできました。

また、障害者総合支援法の規定に基づき、「佐賀県障害福祉計画」を、児童福祉法の規定に基づき、「佐賀県障害児福祉計画」を策定し、必要な障害福祉サービスや相談支援体制の計画的な整備を進めてきました。

令和2年度には、障害福祉計画及び障害児福祉計画との調和を保ち、総合的かつ計画的に施策を推進するため、それらの計画を含む一体的な計画として「第5次佐賀県障害者プラン」を策定し、各種施策に取り組んできました。

このたび、令和4年9月に国連で採択された障害者権利条約に関する日本政府に対する総括所見等を踏まえ、県民が障害のあるなしにかかわらず、お互いに人格と個性を尊重しながら、住み慣れた地域でともに暮らしやすい共生社会を目指し、「第5次佐賀県障害者プラン」の中間見直しを行うとともに、「第7期佐賀県障害福祉計画」及び「第3期佐賀県障害児福祉計画」を策定しました。

○佐賀県障害者プランの変遷

策定年度	計画名	計画期間
平成6年度	佐賀県障害者施策に関する新長期行動計画	平成6年度～平成15年度（10年間）
平成10年度	佐賀県障害者プラン（重点実施計画）	平成10年度～平成15年度（6年間）
平成15年度	佐賀県新障害者プラン	平成16年度～平成25年度（10年間）
平成17年度	佐賀県障害福祉計画	平成18年度～平成20年度（3年間）
平成20年度	第2期佐賀県障害福祉計画	平成21年度～平成23年度（3年間）
平成23年度	第3期佐賀県障害福祉計画	平成24年度～平成26年度（3年間）
平成25年度	第3次佐賀県障害者プラン	平成26年度～平成30年度（5年間）
平成26年度	第4期佐賀県障害福祉計画	平成27年度～平成29年度（3年間）
平成29年度	第5期佐賀県障害福祉計画 第1期佐賀県障害児福祉計画	平成30年度～令和元年度（3年間）
令和元年度	第4次佐賀県障害者プラン	令和元年度～令和2年度（2年間）
令和2年度	第5次佐賀県障害者プラン 第6期佐賀県障害福祉計画 第2期佐賀県障害児福祉計画	令和3年度～令和8年度（6年間） 令和3年度～令和5年度（3年間）
令和5年度	第7期佐賀県障害福祉計画 第3期佐賀県障害児福祉計画	令和6年度～令和8年度（3年間） 令和6年度～令和8年度（3年間）



(障害者を取り巻く環境の変化等)

障害者基本法の改正

「障害者基本法」は障害者施策の基本となる事項を示した法律です。同法律は、平成 23 年に見直されました。改正により、すべての人が人権を持っているという考え方に基づいて、「障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指すこと」が明記されました。

障害者総合支援法の改正

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」は、制度の谷間のない支援を提供する観点から、障害者の範囲に難病等を加えるとともに個々のニーズに基づいた地域生活支援体制を整備するための見直しが行われ、障害福祉サービスの充実等障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、名称も「障害者自立支援法」から「障害者総合支援法」へと改められ、平成 25 年 4 月に施行されました。

令和 4 年 12 月には、障害者等の地域生活や就労の支援の強化等により、障害者等の希望する生活を実現するため、障害者等の地域生活の支援体制の充実、障害者の多様な就労ニーズに対する支援及び障害者雇用の質の向上の推進、その他の規定の整備を行うとして、同法の一部を改正する法律が成立し、令和 6 年 4 月 1 日から施行されます。

障害者虐待防止法の施行

「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」が平成 23 年 6 月に成立し、障害者虐待の防止のための法整備が図られました。これにより、平成 24 年 10 月 1 日から、国や地方公共団体、障害者福祉施設等の従事者及び使用者などに障害者虐待の防止等のための責務を課すとともに、虐待を受けたと思われる障害者を発見した者に対する通報義務が課されました。

なお、虐待の防止や対応の窓口となる市町障害者虐待防止センターや県障害者権利擁護センターが設置されています。



障害者雇用促進法の改正

「障害者の雇用の促進等に関する法律（障害者雇用促進法）」の一部が令和元年 6 月に改正され、令和元年 6 月 14 日から、国や地方公共団体の責務として、自ら率先して障害者を雇用するように努めることが明確化されるとともに、同年 9 月 6 日から、国や地方公共団体に障害者雇用推進者や障害者職業生活相談員を選任することが義務付けられました。

令和 2 年 4 月 1 日からは、障害者の雇用を一層促進するため、事業主に対する短時間労働以外の労働が困難な状況にある障害者の雇入れや継続雇用を支援する仕組が創設されました。

また、令和 4 年 12 月にも一部改正され、令和 5 年 4 月 1 日から、事業主の責務として障害者の職業能力の開発及び向上に関する措置が含まれることが明確化されるとともに、令和 6 年 4 月 1 日から、短時間で働く重度の障害者や精神障害者の実雇用率への算定による障害者の多様な就労ニーズを踏まえた働き方の推進、企業が実施する職場環境の整備や能力開発のための措置等への助成による障害者雇用の質の向上などが盛り込まれました。

障害者優先調達推進法の施行

「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（障害者優先調達推進法）」が平成 24 年 6 月に成立（平成 25 年 4 月 1 日施行）し、国や地方公共団体等は物品や役務の調達にあたって、障害者就労施設等から優先的に調達するよう努めるとともに、毎年度、障害者就労施設等からの物品等の調達目標を定めた調達方針を作成し、当該年度の終了後、物品等の調達実績を公表することとなりました。

また、国や独立行政法人等は、公契約について、競争参加資格を定めるに当たって、法定障害者雇用率を満たしている事業者に配慮するなど、障害者の就業を促進するために必要な措置を講ずるよう努め、地方公共団体及び地方独立行政法人は、国及び独立行政法人等の措置に準じて必要な措置を講ずるよう努めることとされました。



障害者差別解消法の施行

全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、平成 25 年 6 月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が成立し、平成 28 年 4 月 1 日に施行されました。

これは、障害者基本法第 4 条に基本原則として規定された「差別の禁止」をより具体的に規定し、それが遵守されるための具体的な措置等を定めたものであり、行政機関や事業者による障害を理由とする差別的取扱いの禁止や、障害のある人に対する「合理的配慮」の提供などについて規定されています。

令和 3 年 5 月、障害者差別解消法が改正され、令和 6 年 4 月 1 日から施行されます。

障害者権利条約の批准

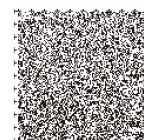
日本は平成 26 年 1 月 20 日に「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）」を批准しました。この条約は、障害者の人権や基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進するため、障害者の権利を実現するための措置等を規定しています。このことにより、我が国において、障害者の権利の実現に向けた取組が強化され、人権尊重についての国際協力が促進されることとなりました。

平成 28 年 6 月に提出した第 1 回政府報告に対する審査の結果、令和 4 年 9 月に国連で採択された総括所見では、日本に対してさまざまな勧告が行われました。今後はこの総括所見等も踏まえ、障害者施策の各分野における条約との整合性を一層高めつつ強力に進めていくことが求められています。

発達障害者支援法の施行

「発達障害者支援法」は、全ての発達障害者に社会参加の機会が確保されることが及びどこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域生活において他の人々と共生することを妨げられないことを基本理念として平成 17 年 4 月 1 日に施行されました。

さらに、切れ目のない支援を行うこと、家族なども含めたきめ細かな支援を行うこと及び地域の身近な場所で支援が受けられるよう配慮することを追加するため、同法の一部を改正する法律が平成 28 年 8 月 1 日に施行されました。



障害者による文化芸術活動の推進に関する法律の施行

「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」は、文化芸術活動を通じた障害者の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を図ることを目的として、平成30年6月13日に施行されました。

この法律では、障害者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することとしています。

「障害のあるなしにかかわらず、ともに暮らしやすい佐賀県をつくる条例」の施行

「県民が、障害のあるなしにかかわらず、お互いに、その人らしさを認め合い、交流し、支え合う、誰もが暮らしやすい社会」の実現に向け、「障害のあるなしにかかわらず、ともに暮らしやすい佐賀県をつくる条例」を平成30年9月に施行しました。

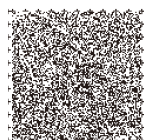
この条例において、県民、地域コミュニティ、障害のある人がそれぞれの立場でできる配慮や支援をすることで、障害を理由とする差別の解消を進めていくこととしています。

令和5年10月、「障害のあるなしにかかわらず、ともに暮らしやすい佐賀県をつくる条例」を改正し、令和6年4月1日から施行します。

「佐賀県手話言語と聞こえの共生社会づくり条例」の施行

手話言語の普及及び聴覚障害の特性に応じた意思疎通手段の利用の促進を図り、全ての県民が、聴覚障害の有無にかかわらず相互に人格と個性を尊重し合いながら共生し、安心して暮らすことのできる地域社会（以下「聞こえの共生社会」という。）の実現に向け、「佐賀県手話言語と聞こえの共生社会づくり条例」を平成30年9月に施行しました。

手話言語の普及及び聴覚障害の特性に応じた意思疎通手段の利用の促進に関する基本理念を定め、県の責務、県民、事業者等の役割を明らかにするとともに、意思疎通手段に関する施策の総合的かつ計画的な推進に必要な基本的事項などを規定しています。



障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション 施策推進法の施行

全ての障害者が、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加するためには、その必要とする情報を十分に取得し及び利用し並びに円滑に意思疎通を図ることができることが極めて重要であることに鑑み、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的として、「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律案」（障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法）が令和4年5月25日に施行されました。

障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の基本となる事項が規定されています。



2 計画の性格・位置づけ

① 障害者プラン（都道府県障害者計画）は、障害者基本法第 11 条第 2 項に定める佐賀県の障害者計画であり、障害者の自立及び社会参加の支援等のため、施策推進の基本的な考え方や施策の方向及び達成すべき障害福祉サービス等の目標などを明らかにし、障害福祉施策の総合的、計画的な推進を図るためのものです。

② 障害福祉計画・障害児福祉計画は、障害者総合支援法第 89 条に定める佐賀県の障害福祉計画及び児童福祉法第 33 条の 22 第 1 項で定める障害児福祉計画であり、3 年を 1 期として策定し、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等に関する見込み量等を示すものです。

住民に最も身近な基礎的な自治体として市町においても、障害福祉計画及び障害児福祉計画が策定されているところであり、県計画は、市町の方針を尊重しつつ、市町の行う事業が適正かつ円滑に実施されるよう広域的な観点から支援・調整を行う役割を持っています。

③ 本障害者プランは、都道府県障害者計画の中に、第 7 期佐賀県障害福祉計画、第 3 期佐賀県障害児福祉計画を含めて一体的に作成しており、障害福祉サービス量等の見込み量については、市町の算定したものを集計して設定しています。

④ 本障害者プランは、佐賀県地域福祉計画、佐賀県保健医療計画、佐賀県介護保険事業支援計画（さがゴールドプラン 21）等と調和するよう策定しています。



3 計画の策定方法

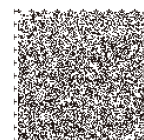
この計画は、国が策定した「障害者基本計画（第5次）」や「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」を基本として策定しています。

また、障害者や障害者支援団体、学識経験者等で構成する「佐賀県障害者施策推進協議会」での審議を経て策定しています。

4 計画期間

この計画の期間は、2021（令和3）年度から 2026（令和8）年度までの6年間とし、2023（令和5）年度に中間見直しを行いました。

（佐賀県障害福祉計画・佐賀県障害児福祉計画部分については、3年を1期として策定することとされています。）



5 障害保健福祉圏域

障害者施策推進については、県及び市町がそれぞれの役割に応じて障害福祉サービス等の提供を行います。市町の人口規模や地域の実情等に応じて、広域的な取組が必要なことから、障害保健福祉圏域を設定します。

障害保健福祉圏域については、保健・医療・福祉等の連携を勘案し、「佐賀県保健医療計画（第8次）」の二次保健医療圏、「さがゴールドプラン21（第9期）」の老人福祉圏域と同じ5圏域とします。

なお、この圏域は、社会情勢等の変化に対応して、適切な圏域となるよう適宜見直しを行います。

圏 域 名	区 域
中部障害保健福祉圏域	佐賀市、多久市、小城市、神埼市、吉野ヶ里町
東部障害保健福祉圏域	鳥栖市、基山町、上峰町、みやき町
北部障害保健福祉圏域	唐津市、玄海町
西部障害保健福祉圏域	伊万里市、有田町
南部障害保健福祉圏域	武雄市、鹿島市、嬉野市、大町町、江北町、白石町、太良町



6 計画の推進

計画に掲げた施策の着実な推進を図り、計画の実効性を確保するため、次の方法により計画の推進及び進行管理を行います。

1 各主体に期待される役割

この計画の推進に当たっては、県民、障害者支援団体、企業、市町、県が、それぞれの役割を担い、お互いに協働することが必要です。

また、障害を理由とする差別解消、権利擁護の推進に努めることが必要です。

(1) 県民の役割

障害者の積極的な社会活動を促進し、障害のあるなしにかかわらず地域社会の中でともに支え合う社会づくりが求められています。このため、県民一人一人が、それぞれの立場で、地域活動やボランティア活動に積極的に参加し、お互いに支え合う地域づくりが必要です。

(2) 障害者支援団体の役割

障害者の自立と社会参加を促進するため、障害者やその家族等のニーズに基づいた支援活動、障害や障害者に対する正しい理解を深めるための啓発活動など、自主的で積極的な活動をする必要があります。また、行政や企業との協働により、これらの活動を促進するとともに、各支援団体においても職員への障害や障害者に対する研修等を実施し、人材育成に取り組むことが必要です。

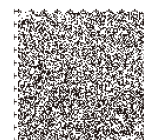
(3) 企業の役割

障害者が有する能力を正當に評価し、障害者雇用を積極的に進めるとともに、障害者に適した職場環境の整備に努めることが必要です。

(4) 市町の役割

市町は、障害者にとって最も身近な自治体であることから、住民ニーズを的確に把握し、地域での生活を支えるための基礎的できめ細かなサービスの提供を行うことが必要です。このため、保健・医療・福祉サービスを総合的・一体的に提供する体制の整備などを進めることが必要です。

また、単独の市町では実施困難な事業等については、障害保健福祉圏域内の市町間の連携などにより事業の推進に当たることが必要です。



(5) 県の役割と推進体制

① 県の役割

県は、広域的な立場から、障害保健福祉圏域間の調整、先導的施策の実施及び誘導、市町が行うことが困難な広域的な取組を行います。障害者、地域・住民、障害者支援団体、市町などと積極的に意見交換や協議を行うとともに協働により障害者施策を進めます。

また、地域のニーズにあった障害福祉サービスの推進やそのための財源確保を図るために国に対して政策提案を行います。

② 推進体制

(ア) 障害者支援団体や民間事業所との連携

県は、障害福祉をより良くするための多様な活動を積極的に行っている障害者支援団体や民間事業所と、日頃から意見交換を行うとともに、協働により一体となって施策を進めます。

(イ) 市町との連携

障害者が必要な障害福祉サービスを県内どこでも受けられるように、市町と連携を図り、施策の効果的な推進に努めます。

(ウ) 県庁内関係部局との連携

障害福祉施策は、福祉・保健・医療・教育・就労・生活環境等多くの分野にわたるため、関係部局が連携して取り組みます。

(エ) 自立支援協議会

地域全体で障害者を支える力を高める観点から、福祉団体、障害福祉サービス事業者、保健・医療関係者等のネットワークを構築し、強化します。

2 評価及び進行管理

「佐賀県障害者施策推進協議会」において、計画に基づく施策の実施状況の評価及び進行管理を行い、計画的に施策の推進を図ります。

